

国民年金システム標準化ワーキングチーム
(第一回) 議事概要

日時：令和4年7月19日(火) 13:00～15:10

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング 17階 (東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

中川 健治	株式会社ECO経営企画室 代表取締役
立石 亨	公益社団法人 国民健康保険中央会 調査役
林 友美	神戸市福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
門馬 広剛	江戸川区生活振興部地域振興課国民年金係 係長
草刈 裕子	高松市市民政策局市民課国民年金係 係長
江尻 紀子	高岡市福祉保健部保険年金課後期高齢者医療・年金係 係長
小川 斐花	下野市市民課保険年金グループ 主事

(オブザーバー)

上野 耕司	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
山本 康	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
前田 みゆき	デジタル庁プロジェクトマネージャー
橋本 泰明	デジタル庁地方業務標準化エキスパート
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
小此木 洗樹	デジタル庁統括官付参事官付
堂前 昭彦	日本年金機構事業企画部事業企画グループ長
濱田 幸征	日本年金機構国民年金部国民年金適用グループ参事役
(和田 大	日本年金機構国民年金部国民年金適用グループ長の代理出席)
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
鎌倉 静香	厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐
平山 宏昌	厚生労働省年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 研究会等の開催及び運営について
 - (2) 意見照会の実施結果について
 - (3) 機能要件及び帳票要件等に対する論点討議
 - (4) 今後の進め方について
 - (5) その他
3. 閉会

【意見交換(概要)】

(1) 研究会等の開催及び運営について

- 令和3年度に引き続き、構成員の方々には8月末の標準仕様書1.0版作成に向けてご協力を賜りたい。令和4年度においては、先般、全国意見照会を実施して多数の意見を頂戴しており、大変規模の大きいシステムを作り上げていることを実感している。構成員の皆様のご意見を参考に、よりよいものを作成していく所存である。(オブザーバー)
- 本取り組みは、「経済財政運営と改革の基本方針2020」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日)」等の国主導の方針・計画を背景に、これまで各自治体が独自に発展させてきた業務支援システムに対して、標準化・共有化や業務プロセスの見直しを行い、最終的には住民サービスの向上・地方自治体の業務効率改善を目指すものであると理解している。(事務局)
- 令和4年度の検討体制と会議体構成についてご説明する。検討体制について、構成員としてご関与いただく有識者、自治体及びベンダーは令和3年度から変更はない。会議体構成についても令和3年度と同様、研究会を親会と位置づけ、その配下にワーキングチームとベンダー分科会を構成する。(事務局)
- 研究会等運営全体のスケジュールについては、8月末の標準仕様書1.0版の確定に向けて研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会を1回ずつ開催して検討を進めるとともに、9月以降、標準仕様書の更なる精度向上を目指し、研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会を2回ずつ開催し、議論を進める想定である。(事務局)
- 令和3年度における検討経緯についてご説明する。令和3年度は、研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会を複数回実施するとともに、特定の自治体やベンダーに対して意見照会を実施し、標準仕様書(案)を作成した。その際、令和4年度以降の申し送り事項として、①年金機構における個人番号連携による所得情報取得運用への対応、②業務の横断的整理と機能要件への反映、③年金機構側のシステムとの連携、④オプション対象帳票に対する帳票詳細要件の定義の4点を挙げているが、これらは中長期的に検討すべき課題として捉え、検討に係るリードタイムを考慮した上で、9月以降に取り組む範囲または令和5年度以降に取り組む範囲に分類し、可能なものから順次検討を進める想定である。(事務局)
- デジタル庁において検討がされているデータ要件・連携要件について、検討状況を教えてください。(構成員)
- データ要件・連携要件については、デジタル庁において標準仕様書を作成しており、7月中に全国意見照会を実施する方向性で調整をしている。データ要件・連携要件における標準仕様書は、各業務の標準仕様書を正として、各業務で定義されている機能・帳票要件や帳票詳細要件をいかにデータの観点から実現していくかという考え方のもと、精緻化及び修正を実施している。(オブザーバー)

(2) 意見照会の実施結果について

- 令和4年度の全国意見照会は、全国1,741の自治体(市区町村)及び事業者を対象に実施した。受領したご意見は事務局にて整理及び集約後、論点とする討議事項、標準仕様書を修正する指摘事項、回答を作成する質問事項に分類した。なお、要件種別の変更に係るご要望については、法令等根拠が明確な場合や小規模自治体の考慮が必要な場合を加味した上で、変更要望の件数と割合を軸とした判断基準のもと対応している。(事務局)

- 全国意見照会の実施結果をご説明する。全 1,741 自治体及び 8 事業者のうち、131 自治体及び 6 事業者より、総計 2,644 件のご意見を受領した。機能・帳票要件においては、資格異動事務領域の要件に対し、帳票詳細要件では国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）の要件に対し、帳票レイアウトにおいては、国民年金被保険者関係届書（申出書）の要件に対するご意見が他領域と比較して最も多くなっている。その他においては、標準仕様書本紙に対するご意見の他、移行スケジュールや自治体支援等の標準化全般に関するご意見も受領している。（事務局）
- 資料 2 において、意見照会実施結果のうち、その他として取り上げられているご意見については、すべて質問事項として扱われており、回答は作成済みという認識で良いか。（構成員）
- その認識で良い。（事務局）

（3）機能要件及び帳票要件等に対する論点討議

- [機能・帳票要件における論点①：政令市特有の機能の記載範囲について]政令市向けの機能については、標準仕様書案に定義済みの「行政区」に係る機能のみで過不足ないか。また、当該機能は一律、オプション機能とし、政令市特有の機能である旨を備考欄に付記する表記として問題ないか。（事務局）
- ご提案の整理で問題ないと考える。また、意見詳細欄に挙げられている、行政区毎の受付番号の自動付番機能は当自治体でも必須な機能であるが、標準仕様書としてはオプションとすることが最適と考えている。（構成員）
- 構成員のご意見を踏まえ、政令市特有の機能は一律オプション機能とし、政令市特有の機能である旨を備考欄に付記する対応とする。また、行政区毎の受付番号の自動付番については、機能・帳票要件の 1 つとして追加することを検討する。（事務局）
- 政令市特有の機能・帳票要件の追加に伴い、帳票レイアウトの変更が発生する場合も想定されるが、どのように標準仕様書へ反映するか。（構成員）
- 該当する帳票に係る帳票詳細要件に、政令市特有の機能に係る項目を追加することで反映する。（事務局）
- [機能・帳票要件における論点②：「市町村において行われる相談業務」に関する標準化対象機能について]協力連携事務である「市町村において行われる相談業務」について、機能追加や項目追加のご要望を多数受領しているが、相談業務の位置づけを考慮した場合、現状の標準仕様書案のように、相談内容の履歴管理をオプションとし用意する程度とし、機能追加や項目追加は見送ることとする対応方針について、ご意見をいただきたい。（事務局）
- 当自治体においては、相談内容をメモ機能や一部エクセルなどを利用して管理しているが、相談業務に係る機能追加や要望追加のご意見が多いのであれば、オプションとして追加することは問題ないと考えている。（構成員）
- 当自治体としては、相談内容の履歴管理をオプションとして用意する程度として、機能追加・項目追加は不要と考える。（構成員）
- 当自治体としては、上述の自治体と同様、現状の標準仕様書案のように、相談内容の履歴管理をオプションとして用意する程度で問題ないと考えている。（構成員）
- 当自治体としては、メモ機能がオプションとして実装されているのであれば、特段機能追加や項目追加は必要と考えていない。（構成員）

- まず、障害年金に係る相談などにおいて、住民からの相談を残しておきたいと考える自治体は多いと思われるため、相談内容の履歴管理をオプションとして用意すべきと考える。また、当自治体においても20歳未満の相談等が増えている状況であるため、意見詳細欄にも記載があるように、協力連携事務に係るメモ機能の対象者については、被保険者以外の者にもメモを登録出来るようにする必要があると考える。「市町村において行われる相談業務」の内、障害基礎年金の相談業務だけは他の相談業務に比べて聞き取る量が多いなど業務量が膨大であるため、必須を要望される自治体はそのような背景に基づくものと思われる。(構成員)
- 構成員のご意見を踏まえ、相談業務に係る機能要件の要件種別はオプションのままとするが、ご要望が多く挙がっている内容（メモ機能においては、対象を被保険者に限定しない等）については、標準仕様書の記載内容に反映していく方針としたい。(事務局)
- [機能・帳票要件における論点③：自治体/年金事務所毎に運用が異なる事項についての取り扱いについて]年金機構から提供される一覧表の受領頻度について、記載（日次）と実運用（週次）が異なるとの意見を受領しており、自治体や年金事務所毎の運用差異についてどの程度考慮して標準仕様書に反映していくべきか、ご意見をいただきたい。(事務局)
- 現時点では、どの自治体や年金事務所においても運用差異を吸収できる仕様とするしかないと考える。令和3年度の研究会における議論のとおり、中長期的には標準仕様書を見直していく作業が発生すると考えているため、その見直し時点での運用差異を考慮し、標準仕様書を更新していく必要があると思っている。(構成員)
- 当自治体においては、年金機構からの一覧表の受領頻度は週次である。また、国民年金システムで管理すべき一覧表のデータについては、基本的に一覧表のデータは年金機構から借りている窓口装置を用いて閲覧することを考えると、国民年金システムにおいてどの項目を管理すべきかの明確な判断はできないが、「承認年月日」や「免除理由コード（免除区分）」は管理項目に追加しておくべきと考える。(構成員)
- ご提案のように、自治体や年金事務所毎の運用差異については、現時点では地域ごとの事情を吸収できる仕様とし、中長期的に年金機構とのオンライン連携が実現するタイミングで、業務の標準化を図る対応として良いと考える。(構成員)
- 一覧表のデータを年金機構から日次で受領している自治体は存在するのか。当自治体においては、媒体が紙から電子に変わろうと、年金機構から一覧表を受領する頻度は週次であり、変更はなかった。また、一覧表の管理項目について、「法定免除消滅届出年月日」、「付加任意非該当年月」、「免除取消期間」、「理由」、「納付開始年月」を受領しているケースを当自治体では把握できていない。これは、現時点で年金機構から紙媒体で一覧表を受領している自治体においても同様で、その自治体を受領した一覧表のフォーマットには上記6項目の項目自体は存在するが、実際に項目の中身が印字されているケースは存在しなかった。以上のことから、国民年金システムにおいて上記6項目を管理項目とすることは不要だと考える。(構成員)
- 当自治体においても、上述の自治体と同様、受領頻度は週次である。管理項目についても、上記項目は受領しておらず、国民年金システムにおいては不要と考える。(構成員)
- 一覧表の受領頻度については、多くの自治体が週次であることを考慮して、記載を見直す。また、管理項目については、本当に管理が必要な項目を精査して記載内容を見直すこととする。(事務局)

- [機能・帳票要件における論点④：被保険者のその他記録の照会・編集に係る機能の取り扱いについて]旧年金番号や電話番号は、被保険者の記録として必須との意見を受領しているが、被保険者のその他の情報として管理すべき項目は市区町村にて最低限管理すべき項目とするべきか、もしくは「事務効率化」「住民サービスの向上」の観点から、管理項目を幅広く捉えるべきか、ご意見を頂きたい。(事務局)
- 当自治体においては、投影資料の赤字の項目（旧年金番号（直近の基礎年金番号（基礎年金番号の統合前の番号も含む））、電話番号1（自宅）、電話番号1の種別、電話番号1の備考、電話番号2（携帯電話）、電話番号2の種別、電話番号2の備考）は一切管理していない。
（構成員）
- 当自治体においては、電話番号のみ管理し、旧年金番号等は管理していない。(構成員)
- 当自治体においては、電話番号と旧年金番号に関しては、メモ機能を利用して記録はしているが、管理項目として管理はしていない。(構成員)
- 当自治体においては、旧年金番号に関しては、年金番号変更時の履歴として蓄積している。電話番号に関しては、1種類のみ管理することができる。(構成員)
- 旧年金番号を管理項目とせず、メモ機能を用いて記録し、運用すると仮定した場合、業務継続性の観点で許容できる範囲か。(事務局)
- 古い年金手帳を持参された場合に、旧年金番号を検索することもあり、メモ機能を利用した記録だけでは十分ではない。(構成員)
- 当自治体においては、DV等支援対象者の番号変更をはじめ、年金番号を変更した履歴は確認できるようになっている。当自治体と同様、年金番号の変更を管理している自治体は少なくないと思われるため、旧年金番号（直近の基礎年金番号）と新しい年金番号は、オプションで良いので管理項目に含めておくべきと思われる。また、当該要件におけるメモ機能は、特記事項と同一だと考えており、原案のとおり、オプションとして実装することで良いと考える。なお、当該要件のメモ機能は、機能・帳票要件のNo.34「基礎年金番号訂正を行う前の番号が自動的にメモ情報に登録できること」としてすでに実装されているとも考えられる。(構成員)
- 構成員のご意見を踏まえ、旧年金番号（直近の基礎年金番号（基礎年金番号の統合前の番号も含む））はメモとして記録するだけでなく、管理項目として管理することが適切と考える。ゆえに、当該要件の管理項目は、特記事項、職権適用区分、第3号被保険者特例措置該当日、旧年金番号（直近の基礎年金番号（基礎年金番号の統合前の番号も含む））、電話番号1（自宅）、電話番号1の種別、電話番号1の備考、電話番号2（携帯電話）、電話番号2の種別、電話番号2の備考等として、要件種別はオプションとする。(事務局)
- 旧年金番号は、住民から直接聞いた番号をメモとして記録されているのか、もしくは年金機構や自治体が独自に持つシステムで管理されている情報なのか。(構成員)
- 特定の構成員の自治体においては前者のメモとしての記録であり、他の自治体においては後者の自治体システムで独自に管理している情報であると理解している。(事務局)
- [帳票詳細要件における論点①：免除に係る申請の登録・照会・編集機能の管理項目について]免除・納付猶予に関する登録等の機能について、「法令で定められている」「住民サービス向上」を理由とした管理項目の追加等の意見をいただいている。なお、現状の整理では免除・納付猶予申請に係る基本的な項目を必須としており、不備訂正後の再提出時に登録する

項目など業務上で必要と思われる項目をオプションとしている。この整理で良いか、あるいは追加・削除すべき項目についてご意見を頂きたい。(事務局)

- 学生納付特例申請書受理・審査の業務において、在学予定期間を必須の管理項目とする必然性はないのではないかと考えている。在学予定期間の項目は確かに国民年金学生特例納付申請書内に存在するが、当該項目は年金機構側の業務において利用される項目であり、自治体の業務では利用用途が存在しない認識である。また、意見詳細の「受付時点で免除区分(種別)は不要」とあるが、申請時の免除等区分を指すものであるとすると、住民が免除等区分を希望する場合があるため、申請時の免除等区分は必須もしくはオプションとして残すべきであると考えている。(構成員)
- 意見詳細欄に、「窓口案内上、免除・猶予の判定及び継続が必要/権限は市町村長になく、受付時点で免除区分(種別)は不要」との意見を記載されているが、不要とは言い切れないと考えている。(構成員)
- 上述の自治体に同意であり、申請時に申請者本人が区分を希望する場合もあるため、少なくともオプションとして実装する必要があると考えている。(構成員)
- 当自治体において、学生納付特例申請書受理・審査の業務における在学予定期間はシステムで管理していないため、管理項目としては不要と考える。また、現状オプションとして定義している返礼年月日等については、当自治体では別途エクセルで管理できているため、オプションのままで良いと考える。(構成員)
- 上述の自治体に同じである。(構成員)
- 法定免除関連の項目については、関係届書の備考欄に障害年金の受給権発生日や生保開始日等を記載することが求められているため、管理項目として追加する必要があると考える。また、現状オプションとして定義している項目については、当自治体ではメモ機能を利用して記録しているため、オプションのままで良いと考えている。(構成員)
- 構成員のご意見を踏まえ、現状必須項目としている箇所は基本的な項目であるため必須とし、オプションについてはエクセル等で管理しているとのことであつたためオプションのままとして良いと考える。また、追加すべき項目に関するご要望は見受けられなかったと考えるため、「事務効率化」「住民サービスの向上」のためには基本的な項目を網羅することで実現できるものと理解した。この考え方にに基づき標準仕様書を整理させていただく。(事務局)
- [帳票詳細要件における論点②：受給権者に係る情報の管理項目について] 国民年金裁定者一覧表上の項目について、管理項目の追加及び削除の双方の意見をいただいている。なお、受給権者に係る情報の管理項目についても、先ほどの免除に係る申請の登録・照会・編集機能の管理項目と同様の整理をさせていただいている。この整理で良いか及び追加・削除すべき項目についてご意見を頂きたい。(事務局)
- 意見はない。(構成員)
- 意見はない。なお、意見詳細にて「請求書以外の申出書や届書(受取機関変更届・障害状態確認届等)も処理対象」との記載があるが、当自治体においてはエクセルにて管理を行っている。(構成員)
- 国民年金裁定者一覧者の障害等級については、管理項目に追加しても良いと考える。(構成員)
- 意見はございません。(構成員)

- 意見はございません。なお、当自治体では次回診断書提出年月日などを管理出来るようになっているものの、窓口装置で確認の方が確実であると考えます。(構成員)
 - 構成員のご意見を踏まえて、障害等級や次回診断書提出年月日などをオプションとして用意すべきか、窓口装置で確認出来るため実装不可とすべきかについてご意見をいただきたい。(事務局)
 - 窓口装置で確認することができるため、必須とする必要はないと思われる。(構成員)
 - オプションの管理項目として用意すれば良いと考える。(構成員)
 - オプションの管理項目として用意すれば良いと考える。(構成員)
 - 構成員のご意見を踏まえ、国民年金裁定者一覧者の障害等級などはオプションの管理項目として追加することとする。(事務局)
- [帳票詳細要件における論点③：年金機構への報告対象の識別方法について]年金機構への報告要否を識別するため、報告対象を識別する管理項目を追加すること、また、事務効率化の観点から、報告要否を自動設定する要件を追加することについてご意見を頂きたい。(事務局)
- 異動報告書の作成有無を選択できることという要件が必須となっているため、その機能を利用して自治体別に判断すれば良いと考える。なお、要望が強い場合は項目追加をしても良いと考える。(構成員)
 - 報告要否を自動設定する運用は難しく感じられるというのが所感である。(構成員)
 - 上述の自治体同様、報告要否の自動設定は難しく、職員の判断が必要になるのではないかとと思われる。(構成員)
 - 当自治体の現システムにおいては、報告が原則必要な項目か、不要な項目か、という軸で報告有無の初期設定がされているため、標準化システムにおいても報告対象を識別できる管理項目を追加すること自体は問題ないと考える。(構成員)
 - 構成員のご意見を踏まえ、報告対象を識別する管理項目を追加することとするが、報告要否を自動設定する要件追加は行わないこととする。(事務局)

(4) 今後の進め方について

- 今後の予定としては、7月26日にベンダー分科会を開催した後、ワーキングチーム及びベンダー分科会での討議内容を標準仕様書(1.0版)案に反映し、8月23日の研究会において標準仕様書1.0版を確定とする予定である。(事務局)

(5) その他

- 要件種別を必須とするべきか、オプションとするべきかの議論においては、基本的には標準化された業務を、標準化システムを用いて運用していくことを目指すべきであり、現状の自治体システムにおいてはエクセルで管理している業務も、標準化システムにおいてはエクセルがなくても運用できる仕組み作りをしていくべきと考える。(構成員)
- 資料1の「1-5. 国民年金業務における基本的な取り組み方針」において、「各システム事業者は、※1いずれは、全国的なサービスとしてLGWAN等のクラウド上でパッケージシステムの提供サービスを実施することが推奨される。」という記載が令和3年度の資料から存在するが、具体的にどのようにネットワークをつないでいくことを検討されているのか。現在の検討状況についてお聞きしたい。(構成員)

- ガバメントクラウドにおけるネットワークについては検討中であるが、令和3年度から、先行事業として8件の自治体の協力の下、NaaS (Network as a Service) を活用した環境構築を検証している。全体アーキテクチャの検討などと併せて、LGWANについても、デジタル庁においても検討していく想定である。(オブザーバー)
- ネットワークの仮想化により、各自治体自前のコスト負担を低減することが可能になると理解している。(構成員)
- ※1の内容は、出所も不明であり、現在の取り組み状況とも異なっているので、削除いただいた方がよいと思われる。(オブザーバー)
- 承知した。(事務局)

以上